

平成27年度決算に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率審査意見書

平成28年9月

栃木県監査委員

栃 監 査 第 9 1 号

平成28年9月13日

栃木県知事 福 田 富 一 様

栃木県監査委員 五十嵐 清

同 山 形 修 治

同 金 井 弘 行

同 石 崎 均

平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査
意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成28年7月29日付けで審査に付された平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）の審査は、知事から提出された平成27年度決算に基づく健全化判断比率が、法令等に照らし算出過程に誤りがないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

| 比 率 名 | 平成27年度決算 に基づく比率 | 平成26年度決算 に基づく比率 | 早期健全化 基 準 | 財政再生 基 準 |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------|-------------|
| (1)実質赤字比率 | — | — | 3.75 % | 5 % |
| (2)連結実質赤字比率 | — | — | 8.75 % | 15 % |
| (3)実質公債費比率 | 11.5 % | 11.6 % | 25 % | 35 % |
| (4)将来負担比率 | 99.8 % | 106.2 % | 400 % | |

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額が、それぞれ生じていないことから「—」で表示している。

3 審査の意見

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支が黒字であることから、算定されない。

過去3か年平均で算出される平成27年度の実質公債費比率は11.5%で、前年度より0.1ポイント改善しており、早期健全化基準を下回っている。

平成27年度の実質公債費比率は11.5%で、前年度より0.1ポイント改善しており、早期健全化基準を下回っている。

今後も、医療福祉関係経費等の義務的経費の増加に加え、大規模建設事業など新たな行政需要への対応等が見込まれることから、「とちぎ行革プラン2016」に基づき、引き続き健全な財政運営に努められたい。

資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

平成27年度決算に基づく資金不足比率の審査は、知事から提出された資金不足比率が、法令等に照らし算出過程に誤りがないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記の各事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

| 事業会計名 | 平成27年度決算 に基づく比率 | 平成26年度決算 に基づく比率 | 経営健全化基準 |
|----------------|--------------------|--------------------|---------|
| (1)病院事業会計 | — | — | 20 % |
| (2)電気事業会計 | — | — | 20 % |
| (3)水道事業会計 | — | — | 20 % |
| (4)工業用水道事業会計 | — | — | 20 % |
| (5)用地造成事業会計 | — | — | 20 % |
| (6)施設管理事業会計 | — | — | 20 % |
| (7)流域下水道事業特別会計 | — | — | 20 % |

(注1) 資金不足額が生じていないことから「—」で表示している。

(注2) (1)～(6)は法適用企業（地方公営企業法の全部又は一部を適用）の会計であって、(7)は法非適用企業の会計である。

3 審査の意見

病院事業会計外6事業会計について、いずれも資金の不足額が生じていないことから、資金不足比率は算定されない。今後とも、健全経営に努められたい。